

30年度 公文書開示状況（7月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	H30. 6. 18	H30. 7. 2	東京都教職員研修センター(29)505号室GHP更新工事 工事設計内訳書	18	1														東京都教職員研修センター 総務課	
2	H30. 5. 22	H30. 7. 3	都立葛飾ろう学校(29)照明設備改修工事 代価表・照明姿図	4	1														教育庁都立学校教育部営繕課	
3	H30. 6. 6	H30. 7. 3	都立立川高等学校(30)受変電設備その他改修工事 代価表 都立北特別支援学校(29)受変電設備改修工事 代価表	31	1														教育庁都立学校教育部営繕課	
4	H28. 9. 25	H30. 7. 4	平成26年4月17日付けの懲戒処分 平成26年5月16日付けの懲戒処分 平成27年3月16日付けの懲戒処分 平成27年3月19日付けの懲戒処分① 平成27年3月19日付けの懲戒処分②	6		1				1									個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(7条2号)	教育庁人事部職員課
5	H30. 6. 20	H30. 7. 4	指定する日時に指定する学校で発生した体罰に関する事故報告書および関係する都政情報すべて(決裁・合議・稟議に関する文書も含む) 指定する日時に指定する学校で発生した体罰に関する服務監察・懲戒処分および関係する都政情報すべて(決裁・合議・稟議に関する文書も含む)														1	1	本件請求の内容は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、前記のとおり同条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁人事部職員課
6	H30. 6. 27	H30. 7. 4	都立紅葉川高等学校ほか1校(30)環境整備工事 諸経費計算書	7	1														教育庁都立学校教育部営繕課	
7	H30. 6. 28	H30. 7. 6	都立秋留台高等学校(30)空調設備改修工事 工事設計内訳書及び諸経費計算書	40	1														教育庁都立学校教育部営繕課	
8	H30. 6. 26	H30. 7. 9	平成30年3月22日付けの中学校別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象校625校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた573校(学校名の記載があるもの)	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
9	H30. 6. 28	H30. 7. 10	平成28年度東京都公立学校教員採用候補者選考(29年度採用)第1次選考 問題用紙 専門教養 中・高等学校共通 国語 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11ページ 中・高等学校共通 地理歴史 9、21、23、24、28、29ページ 中・高等学校共通 公民 9ページ 中・高等学校共通 理科 35ページ 中・高等学校共通 英語 4、6、7、8、10、11、12、13、14、18、19、20ページ 小・中・高等学校共通 家庭 4ページ	32	1														教育庁人事部試験課	
10	H30. 6. 27	H30. 7. 11	(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針 (2) 平成13年度 都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎②(特別教室棟)報告書 (第6章 補強についての検討結果)」	9	1														東京都立日野台高等学校	

30年度 公文書開示状況（7月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
11	H30.6.28	H30.7.11	(1)平成30年4月5日付30教指企第5号「平成30年度オリンピック・パラリンピック教育実践報告会の開催について(通知)」 (2)平成30年6月12日付30教指企第367号「平成30年度バラスポーツ指導者講習会の開催について(通知)」 (3)平成30年6月7日付30教指企第384号「平成30年度オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会の開催について(通知)」	19	1														教育庁指導部管理課	
12	H30.6.28	H30.7.12	1 東京都教育委員会 平成24年度次世代リーダー育成道場 開校式次第 2 平成24年度「次世代リーダー育成道場」開校式 教育長挨拶文 3 研修生代表挨拶(次世代リーダー育成道場1期生の2012年7月頃の開校式) 4 修了式及びSLEEPテスト実施案内 5 平成24年度「次世代リーダー育成道場」Aコース修了式 教育監挨拶文 6 東京都教育委員会 次世代リーダー育成道場6期生 入校式 次第 7 次世代リーダー育成道場 第六期生 入校式 東京都教育委員会挨拶	8	1														東京都教職員研修センター 研修部教育開発課	
13	H30.6.28	H30.7.12	1 研修生代表挨拶原稿(次世代リーダー育成道場1期生の2013年の帰国後の修了式) 2 件名なし(次世代リーダー育成道場6期生の2017年7月頃の入校式 研修生代表挨拶)	4		1				1									研修生代表者氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(7条2号)	東京都教職員研修センター 研修部教育開発課
14	H30.7.2	H30.7.12	平成30年3月22日付けの中学校別評定割合(個票)一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象校625校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた573校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
15	H30.7.2	H30.7.12	・平成27年3月26日付けの中学校別評定割合(個票) (平成26年12月31日現在の評定状況) ・平成26年3月27日付けの中学校別評定割合(個票) (平成25年12月31日現在の評定状況)					1											保存期間が満了したため廃棄しており保管しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
16	H30.7.2	H30.7.13	別紙[日野台]臨時保護者会事前質問(東京都作成)について、「議事録」(平成28年11月17日・同年11月27日)(東京都作成)の中から回答している箇所を波線にて示して下さい。 また、臨時保護者会事前質問波線部の内容につき回答されていない場合には何故、回答されていないのか、具体的かつ客観的な理由・根拠を提示下さい。 提示がない場合には未回答と判断致します。																請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
17	H30.7.3	H30.7.17	東京都総務局人事部人事課の新任研修の「公務員倫理テキスト」は、情報公開制度の制定・説明責任全うする(102 103頁あたり)との記載もあるが、「東京都情報公開条例第1条」引継(情報公開事務手引の第1条真)、指定する研修資料内の指定する非開示決定は、東京都組織規定第12条・第17条1号の義務怠るものとする。以上から、公務員倫理の適正示すもの・分かるもの求める																請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部教育情報課
18	H30.7.9	H30.7.18	平成29年度(昨年度)における道徳教育推進状況調査 集計結果【調査時期：平成30年2月23日～平成30年3月30日】	115	1														教育庁指導部管理課	
19	H30.7.9	H30.7.19	都立立川ろう学校(30)環境整備工事 工事設計内訳書、代価明細書(S代価明細書含む)、機器器具調査、材料品調査及び諸経費計算書	126	1														教育庁都立学校教育部営繕課	

30年度 公文書開示状況（7月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存在 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
20	H30.7.9	H30.7.19	都立紅葉川高等学校ほか1校(30)環境整備工事 工事設計内訳書、代価明細書(S代価明細書含む)、機器器具調書、材料品調書及び諸経費計算書	132	1														教育庁都立学校教育部管轄課
21	H30.7.10	H30.7.19	都立新宿山吹高等学校(29)空調設備改修工事 工事設計内訳書	31	1														教育庁都立学校教育部管轄課
22	H30.7.12	H30.7.19	都立北特別支援学校(29)受変電設備改修工事 工事設計内訳書	10	1														教育庁都立学校教育部管轄課
23	H30.7.6	H30.7.20	・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(新耐震基準【区分I】) ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト(旧耐震基準【区分I】) ・東京都立日野台高等学校改修工事に関する計画説明会のお知らせ ・東京都立日野台高等学校改修計画について ・都立日野台高等学校改修工事に関する工事説明会のご案内 ・都立日野台高等学校(27)改修工事 工事説明会資料 ・都立日野台高等学校改修工事スケジュールの変更について ・工事のご案内【都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事】	67	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
24	H30.7.6	H30.7.20	別紙「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」平成30年6月16日 ③ 「柱のモルタル部分に劣化がみられたため・・・」と説明会時・その後現在まで、東京都は表明しているが、柱の本体のジャンカ・錆び、主筋の露出等は一切認めていません。 その具体的かつ客観的な理由・根拠。 ⑦ モルタル部分の補修工事を想定していなかった、具体的かつ客観的な理由・根拠。 ⑨ 東京都は、説明会及び質疑応答に対して調整・検討した上で回答をする。「保護者説明会」を開催すると確約したが、何故か、突然中止にしてしまった。 何故中止にしたか、具体的・明確な理由。 ⑪ 「平成29年12月末までに圧縮し・・・」と記載されているが、工事期間を圧縮したと称する、具体的かつ客観的な数値・データに基づく理由・根拠。 又、圧縮したと称する、原因を示す全ての文書・図面・図表等(都議会提出資料等・各種報告書・回覧文書・決裁文書 映像・音声データ等) ⑬ 「柱のコンクリート劣化部分については・・・」とあるが、「柱のモルタルの劣化」部分を指すのか「柱本体の劣化」部分を指すのか、必ずしも定かでないためいづれを指すのか。又、当該工事不具合部は、いづれを指すのか。 以上につき全ての文書・資料等式を提示下さい。															請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため 教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
25	H30.7.10	H30.7.20	平成30年7月17日付30教指高第272号「高等学校新教育課程東京都公開説明会の開催について(通知)」	3	1														教育庁指導部管理課

30年度 公文書開示状況（7月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
26	H30.7.9	H30.7.23	別紙「日野台高校校舎改修工事遅延原因究明PTA特別委員会の設置要望」 平成30年度日野台高校PTA定期総会動議（平成30年5月12日） ① 「特別教室棟のモルタル劣化及び、柱・壁・基礎の劣化について、平成13年度に実施した耐震診断調査では確認できなかった」と表明しているが、その具体的かつ客観的理由・根拠。 ③ (口) 東京都は何故、大規模改修工事の遅延の原因である不良個所を調査した、指定する業者が、「2階は構造上検討が必要となるジャンカ（柱脚・柱面・主筋が露出・フープ筋が露出・錆びが発生等）報告されているにもかかわらず、平成28年11月に2回実施された、「保護者説明会」及び一切の問い合わせ等で何等説明されていないが、何故説明されていないかその具体的かつ客観的理由・根拠。 (ハ) 「当初から相定できるものでなく、工事遅延を未然には防ぐことはできなかった。」と表明しているが、その具体的かつ客観的な理由・根拠を、文書・資料・図面・図表等の一式 ⑤ 「特別教室棟の柱のモルタル劣化・・・」と表明しているが、何故、都の建築構造専門職は、柱本体の錆・ジャンカ等を確認しながら、何等対策・実行策を取らずに、見過したのか、又、何等調査報告書等、文書資料等を一切作成せず、8月中旬に調査方針を決定したのか、その具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データを含む） ⑧ 尚、①～⑦のものが全て提示できないにもかかわらず、「耐震性能の調査を行なう必要はないと考える」主張する具体的かつ客観的な理由・根拠を全て提示下さい														請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
27	H30.7.10	H30.7.24	都立日野台高等学校（27）改修工事写真 外壁改修工事（特別教室棟 内部施行状況）	20	1													東京都立日野台高等学校	
28	H30.7.10	H30.7.24	(1) 都立日野台高等学校（27）改修工事写真 外壁改修工事（特別教室棟外壁・3階内部柱） 特別教室棟 内部施工前・後 (2) 都立日野台高等学校（27）改修工事 工事状況報告書	27		1					1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校
29	H30.7.10	H30.7.24	都立日野台高等学校（27）改修工事 コンクリート供試体圧縮強度試験報告書	1		1					1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校
30	H30.7.10	H30.7.24	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 契約関係書類一式	175		1					1	1	1					個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（7条2号） 法人の内部管理情報で、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（7条3号） 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 公にすることにより、建物内部の配置、建物への出入口、各部屋への出入口や窓の位置、配管の状況等建物内部の詳細な状況を把握することが可能となり、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（7月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
31	H30. 7. 10	H30. 7. 24	開示請求書別紙3（3） 平成30年5月29日学校から文書で連絡したと称する書類等の全て				1	1		1								学校から東京都教育庁に連絡した文書については、口頭により連絡を行っており不在のため 学校から保護者宛で連絡した文書については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
32	H30. 7. 10	H30. 7. 24	1. 新たに開示された指定された公文書について、（刑法155条）公文書偽造・変造ではないとする、具体的かつ客観的な理由・証拠。 2. 又、別紙2「議事録を作成する定例会議が開催されていない場合もある」と表明しているが、その具体的かつ客観的な理由・根拠。					1										請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
33	H30. 5. 30	H30. 7. 25	(1) 医療的ケアを必要とする児童・生徒の専用通学車両 平成30年度予算額 (2) 医療的ケアを必要とする児童・生徒の専用通学車両の運行について (3) 保護者の皆様へ (4) 医療的ケアを必要とする児童・生徒の専用通学車両について	4	1														教育庁都立学校教育部特別支援教育課
34	H30. 5. 30	H30. 7. 25	平成30年度 教育庁主要施策及び主要事業 P81 8. 質の高い教育環境を整える (2) 児童生徒の通学環境の改善 イ 医療的ケアのある児童生徒の通学手段の確保について ④ 医療的ケアを必要とする児童・生徒の専用通学バスに乗車する看護師数					1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部特別支援教育課
35	H30. 7. 11	H30. 7. 25	(1) 都立日野台高等学校（27）改修工事 ① 契約代金の支出について（完成払） ② 設計変更書（第2回設計変更） ③ 工事変更書（第3回）	284		1				1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校
36	H30. 7. 11	H30. 7. 25	(1) 平成27年度用工事予算調書総括表 (2) 平成27年度用工事予算調書（改修） (3) 企画書（計画概要書） (4) 平成27年度用予定工事調書 (5) 施設・用地需要調書	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課

30年度 公文書開示状況（7月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
37	H30. 7. 11	H30. 7. 25	(1) 都立日野台高等学校 (13) 耐震診断調査 契約書類一式 (2) 都立日野台高等学校 (H17) 耐震補強工事 工事完了届 (3) 都立日野台高等学校 (H17) 耐震補強工事 竣工図	131	1													業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人については、法人の内部管理情報で、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（7条3号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校
38	H30. 7. 11	H30. 7. 25	1) 「都立日野台高等学校の大規模改修工事について」平成30年6月16日 都立PTA役員会への要求書「(仮)日野台高等学校校舎改修工事遅延原因究明PTA特別委員会」 ③「学校として再度説明会を希望する場合は見当する・・・述べた。」と表明しているが、本日現在、一保護者への説明会は実施されていません。何故、学校は、保護者の希望を無視して、再度の説明会を検討してこなかった具体的かつ客観的理由・根拠。 ⑤「昨年9月、PTA会長及び役員に再度の説明会の希望の有無を確認した。」と表明されているが、何故、このように虚偽の内容を表明するのか、その具体的かつ客観的理由・根拠。 ⑥「回答は説明会の開催に関してPTA役員会は無関係である。」と表明されているが、昨年9月に回答された様に読み解けるが、その具体的かつ客観的理由・根拠。(備忘録メモ等映像、音声データ・回覧文書・決裁文書等) ⑧「学校が持っている全ての議事録を同保護者に開示しているが・・・」と表明されているが、学校が保有すべき議事録は現在保有している範囲でいいのがあるいは他の部分も含めて、保有すべき議事録になるのか、具体的かつ明確な理由・根拠。 ⑩「何度も開示請求を行っており、・・・契約関係書類が発見された。」と表明されたが、今まで何度も捜していながら発見されずに今回PTA役員会に動議の発動がなされて発見された。何故このような事態になったのか、その具体的かつ客観的理由・根拠その経緯等。 以上における全ての文書・資料・図面図表等（都議会報告書等、各種報告書・備忘録メモ等映像、音声データ・回覧文書・決裁文書等）															請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
39	H30. 7. 11	H30. 7. 25	・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト（新耐震基準【区分1】） ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト（旧耐震基準【区分1】）	2	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
40	H30. 7. 11	H30. 7. 25	① 「誤解を与えたことに対する謝罪」と表明しているが、何が誤解と断定しているのか、具体的かつ客観的な根拠・理由 ② 「いままでの経緯等説明し理解を得ようとして昨年8月8日に同保護者に会った。」と表明しているが、経緯等を説明したと称する、具体的かつ客観的な理由・根拠。 ④ 「同席者全員「再度の説明会開催」を承諾をしたことはない。」と表明しているが、その具体的かつ客観的な理由・根拠。 ⑨ 「第8回目の議事録・・・いない場合もある。」と表明しているが、具体的かつ客観的な理由根拠。 ⑩ 「同保護者は、第8回目以降の議事録が、何者かによって引き抜かれていると主張している。」と反論的に表示しているが、その具体的かつ客観的な理由・根拠															請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
41	H30. 7. 12	H30. 7. 25	平成30年3月22日付けの中学校別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象校625校（義務教育学校及び中等教育学校を含む）のうち単学級校（調査報告人員40人以下の学校）等を除いた573校	14	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

30年度 公文書開示状況 (7月決定分) 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
42	H30.7.18	H30.7.27	平成30年3月22日付けの中学校別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況-調査対象校625校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた573校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
43	H30.7.19	H30.7.27	平成30年度東京都公立学校教員採用候補者選考(31年度採用)専門教養 問題用紙	69	1														教育庁人事部試験課
44	H30.7.19	H30.7.30	(1)都立石神井高等学校(30)武道場棟その他改修工事 (2)都立目黒高等学校(30)東館棟その他改修工事 上記(1)及び(2)の工事設計内訳書	43	1														教育庁都立学校教育部當舖課